

消費生活だより  
～くらしの危険～

就活の不安につけ込む高額な勧誘に注意

Q



●就活に悩み、SNS で就活塾の広告を見てサイトに登録し、Web 会議での無料カウンセリングを受けた。その際「セミナーを受ければ大手企業に 100%内定する」と、約 50 万円のセミナーを勧誘された。その場で判断を迫られ、考える余裕もなく申し込んだ。後日「高額で支払えない」と事業者に解約を申し出たが、解約料として契約金額の 20%を請求された。納得できない。(当事者：学生)

A



- 就職に関する無料カウンセリングを受けるために Web 会議に参加したら、いきなり高額なセミナーやビジネススクール等を勧誘されるケースがあります。事前に無料カウンセリングの内容や有料サービスの勧誘の有無等をよく確認しましょう。
- 「100%内定」などの断定的な説明や、「このままでは失敗する」などの不安をあおる言葉をうのみにせず、焦って契約しないようにしましょう。
- 「就活の相談に乗ってあげる」など、SNS で知り合った人の一見親切な誘いは、高額な契約の勧誘が目的の恐れがあり、注意が必要です。
- クーリング・オフや契約を取り消すことができる場合があります。困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

9月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃 6 町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	9/4（水）、18（水）	☎22-1152
	QR コードからも予約できます	
関ヶ原町	9/11(水)、25（水）	☎43-0070
養老町	9/2（月）、17(火)	☎32-1108
神戸町	9/9（月）、24(火)	☎27-3111
輪之内町	9/5（木）、19(木)	☎68-0185
安八町	9/12(木)、26(木)	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152